

論 文

## 近世越前・若狭の自立を求める女性たち 離縁を中心に

山田 雄造\*

1. はじめに
2. 離縁を要求する女性たち
  - (1) 離縁の要求
    - 1 離縁の要求とその原因
    - 2 関係修復の試みと再帰縁
    - 3 離縁
  - (2) 離縁の成立
    - 1 離縁状の発行
    - 2 離縁状帰り一札
  - (3) 離縁にからむ諸問題
    - 1 結納金・道具等の返却をめぐる訴訟
    - 2 慰謝料と子供をめぐる
    - 3 特殊な事例
    - 4 再婚
3. 自己主張し行動する女性たち - 慰謝料をめぐる -
4. おわりに

### 1. はじめに

家父長のもとで抑圧されてきたとする従来の近世の女性に対するイメージは最近の研究により払拭されつつある。これから紹介する史料からうかがえるように、現代に生きる我々が考える以上にたくましく生きる女性が存在したと思われる。しかし女性自身が自ら語った生の史料を基本に置いて述べようとすると、必然的に女性を書き残した日記が中心となり限界がある。男性が残した公文書・私文書も含めた膨大な史料群に比して、女性自身が残した史料があまりにも少ないからである。県内にも僅かながら女性自身の手になる史料が残されているが<sup>1)</sup>、それだけで女性の全体像をえがこうとすると無理が生じる。ただ、女性自身が書いたものではなくても女性が表面に出てくる史料はかなりある。例えば湯治や旅に出る際に出された関所手形、離縁状や離縁に係わる争論史料などである。ここでは男性と女性の置かれた位相がもっとも端的にあらわれる離縁に関連する史料を通して、自己主張し、自立しようとする女性たちを紹介する。

---

\* 県立勝山高等学校教諭

## 2. 離縁を要求する女性たち

### (1) 離縁の要求

#### 1 離縁の要求とその原因

勝山後町の商家に嫁いだそよは宝暦7年(1757)ふがいない夫次郎兵衛に愛想をつかし、「私いとま状願申候八次郎兵衛心之程一ツ」<sup>2)</sup>として、早く離縁状を出す手立てをしてくれるようにと町年寄に訴えている。「留助妻戌暮牛ケ谷村に引取候所、亥春懐胎二而懸ケ落子いたし候」<sup>3)</sup>と、竜谷村に嫁いだいち安永9年(1780)原因は不明ながら、お腹に子供まで宿しながら実家に逃げ帰った。いわゆる飛び出し離婚である。これはのちほど紹介する。

離縁の原因はいろいろあるが、離縁状には「不縁」の文言がいちばんよく使われている。例えば明和6年(1769)の史料には「不縁二付縁ヲ切り暇ヲ遣シ申候」<sup>4)</sup>とある。表現は多少異なるが、「夫婦合不中二付」「無縁二付」などと書かれることもある。現代的な解釈をすると性格の不一致といったところであろうか。「ふと言あらそい仕候二付」と夫婦喧嘩が原因の場合もある。正確には離縁ではないものの夫の病死により、実家に帰るケースもかなりの数にのぼる。どちらに原因があるかは別にして、最近ではあまり非難されない不倫、当時の言葉でいわゆる不義密通によるものもある。「きく申女与風馴染二相成候二付、女房ト不和二相成終離縁二相成候」<sup>5)</sup>。

その他、病気勝ち、生活がままならないと離縁を要求する例もある。先に紹介した宝暦7年の史料はその前半で「近年身軀不勝手二罷成子共も式人御座候得共渡世送り兼私子共養不申、去極月九日子共老人ヅ引分別身二暮申候」と、夫の生活力のなさや生活苦から一旦は実家に帰り別居してみたが、母も亡くなり厄介の身であることに耐えられなくなり、終に離縁を要求している。

#### 2 関係修復の試みと再帰縁

病死など特殊な場合を除き、いったんは離縁に傾いてもよりを戻す働きかけが行われた。調停したのは仲人・親類・隣近所である。嘉永2年(1849)の史料に「此度我等婦夫中不和順二相成既二及離縁可申処、隣家平次郎殿挨拶を以双方へ篤与利解可申聞」<sup>6)</sup>とあり、これは成功した事例である。勝山立石町から郡町大田屋に嫁いだそのは安永9年に離縁した。「然共其後再縁之取嘆数度致被呉候人々有之候得共得心不仕弥離縁二相決候」<sup>7)</sup>と、これは決裂。誰が仲に入ったとは書かれていないが複数の人間が修復を試みたことがうかがえる。多くは失敗に終るとはいえ調停が成功した場合もあった。これを再帰縁という。最初に文化8年(1811)の史料を示す<sup>8)</sup>。

覚

其方事無拋義二付暫親里へ指遣置候得共年来馴染居候義二付、此度彦右衛門殿双方御挨拶被下候上二而再帰縁致呉候上者随分親殿江厚(孝)行致、(并)子供へも不便を加万事出情(精)致呉候様頼入存候、然ル上向後此方其方離縁致候様之義茂御座候ハ、  
壹ヶ年二銀参拾五匁宛手間料として可指遣候、併其方義我侏不埒等相働候而内(家)出等致候節者右手間代之沙汰無用二可致候、為念請人加判之定書相渡シ申候処相違無御座候、以上、

文化八末年八月

暮見村  
本人仁 助(印)

請人彦右衛門(印)

同断長右衛門(印)

### おそのとの

よりを戻す条件として再度離縁沙汰になったら1年につき手間料として銀35匁貰う約束を取っており、現代女性かと思わせるほどの経済感覚を備えている。当時の女性奉公の年収の相場はほぼ35匁から40匁で、35匁を貰えば一人身ならなんとか生活していけたと思われる。夫婦は所詮他人、離縁を予想して保険をしっかりと取っている。

次は「子は鎺」を思わせる事例で、5年間一緒に連れ添ったがしっくりせず、天明2年(1782)にいったんは離縁した。しかし、男手一つで幼い子供を抱えて途方にくれ再帰縁した。「私心底二不相叶義御座候二付離別仕則当八月離縁之御願申上候、然ル所先方々段々相詫申候二付幼少之悴も御座候へ八何卒再縁仕候様私一家共も達而申聞候間、右伝右衛門娘りよ私妻二再縁仕度奉存候」<sup>9)</sup>。また別の事例では再帰縁の条件として、再度離縁に至った際には、夫の財産の高・山林・諸道具の3分の1を譲るとしている<sup>10)</sup>。先に紹介した嘉永2年の史料は後に全文を紹介するが、そこでも3分の1が要求されており、当時の相場かと思われる。いずれにしてもしたたかな女性の姿が数多く登場する。

### 3 離縁

再帰縁のケースはまれで、ほとんどは失敗し離縁状の発行となる。いったんこじれた仲はそう簡単には戻らなかった。次はそうした事例で夫弥三右衛門は仲裁を了解したが妻おもとが拒否し、最終的には大庄屋が仲に入り最悪の結論だけは避けられた<sup>11)</sup>。夫が財産家であったため女性の出した経済的条件が大幅に取り入れられ、離縁ではないが形だけの夫婦、別居婚の形をとっている。

為取替申内済済口証文之事

(中略)

一、弥三右衛門持山不残立毛共

但三ヶ二弥三右衛門支配可致事

此山手銀

三ヶ壱おもと支配可致事

(中略)

一、弥三右衛門方有合銀双方納得之上分方相済候事

一、別家おもと居屋敷之儀、同村七大夫屋敷地并家土蔵弥三右衛門相求、おもと江相譲り候事

一、諸道具双方和順を以分ヶ方致候事

(中略)

一、弥三右衛門女子壱人有之候、此女子之儀成人致候迄おもと方二罷有、成人之上弥三右衛門方へ引取家督相続可致事(後略)

## (2) 離縁の成立

### 1 離縁状の発行

離縁状と一般的にいわれているものの、離縁状という文言は表題も含めてそれ程使用例は多くない。表題には「一札之事」などと使われている事例が多い。離縁状に当たる言葉として最も多く使われているのは暇状、次いで去状などがあり、珍しいものとしては手間状がある。次の史料は越前では1点残る「手間状」の例である<sup>12)</sup>。

#### 手間状之事

- 一、其方儀今日かきりいとま遣申候間、何方へ成共縁付之義は勝手次第に可被致候、  
為其手間状相渡申所如件、

寛政九年巳五月十七日

牛ヶ谷村  
甚左衛門(印)

おその殿

前出の文化8年(1811)の暮見村の史料にも「手間料」とあり、ここにある牛ヶ谷村とは隣村である。今のところ2点しか見られないが、「手間状」という言葉は勝山など白山麓の村々で使用されたものと思われる。

離縁状の形式はパターン化しているものの、内容を吟味して見ていくと面白い事例に出会う。「娘縁段談之義八居村・新村・正善此三ヶ村之内八指扣へ縁段不仕義二候」<sup>13)</sup>。どういう事情かは不明だが再婚の際、三ヶ村を選択から外す約束で離縁している。次に婿養子が離縁状を出す場合はどのような流れをたどるのか見てみる。夫がまず妻の父から離縁の宣告を受け、改めて夫が妻に離縁状を渡す形式をとる<sup>14)</sup>。

#### 違状之事

- 一、我等事其元江名跡二被賞候処無縁二付、養父様二暇賞候上者向後其元義縁切二候  
間為違此一通遣シ申候、以上、

治三郎

七月日

おまちとの

### 2 離縁状帰り一札

再婚しようとする場合、妻側は離縁状を貰うので問題はないが、というより離縁状が無ければ再婚はできず、離縁状のないままに再婚すると重婚となり重罰が課された。夫側も事情は同じで、将来の再婚に備えて妻側から確かに離縁状を受け取ったという証明書を貰っておく必要があった。これを離縁状帰一札という<sup>15)</sup>。

#### 一札之事

- 一、我等望二而暇申請候道具等茂不残慥二請取申上者、何方へ縁組有之候共少茂構無  
御座候出生之子茂懇望之上我等子二致候故、此子二付善悪共二後々至迄少茂何  
角与申掛候義御座有間敷候為其一札如件、

元文四年未八

娘 つや  
親仕立屋 吉兵衛

かちや彦右衛門殿

元文4年(1739)つやが先夫彦右衛門に宛てて出したもので、彼等は同じ町内に居住している。自分から望んで離縁したとあり、しかも性別は不明ながら子供も引き取っている。関連史料によると、彦右衛門はこのあと年老いた母親の面倒をみてもらうため、再婚相手を見つけ結婚寸前まで来たが、先妻つやとその父の妨害で破談になりそうになる。これらの史料からはいろいろなことが想像される。老人介護にからむ妻と夫の葛藤、再婚の妬みなど。

### (3) 離縁にからむ諸問題

#### 1 結納金・道具等の返却をめぐる訴訟

争論としては単純な部類に属するがそれだけに事例が多いのが結納金・嫁入道具の返却をめぐるトラブルである。返すの返さないのと紛争の原因はささいにもかかわらず結婚期間が長引く程に複雑な様相を呈してくる。しかし基本的には結納金は返すことが原則になっていた。次の史料がそれを示している<sup>16)</sup>。

差入申証文之事

合銀拾貫匁也

右者おい糸縁談二付御高拾石持参可致約定二付為代銀書面之銀子慥二請取申処実正也、然ル上八万々一離縁之節八書面之銀無相違急度返脚(却)可致候、為後日印証差入申処仍而如件、

元治元甲子年

四月  
今庄 大門屋  
長右衛門殿

進左衛門

他の史料にも「結納銀相返道具等も受取」<sup>17)</sup>とあり、結納金と同様、道具・衣類も返すことが原則であった。争論は原則を破ろうとする夫側の一方的な言動から発生した。借金を抱えている、生活が苦しい、いったん貰った以上は自分の財産として返さない、離縁を認めたくないから返さないなどである。「縁付候節祝義同様二而銀五百匁親代取替有之、外二長持壺ツ其方二有之分八孫市蔵二とらせ置候間勝手二被成少も申分無之候」<sup>18)</sup>。祝義同様とあるのは結納金に該当しよう。この史料は内済の事例で、嫁ぎ先での浪費、残してきた子供への愛情から妻が財産を放棄した。次の史料は道具がいったんは夫側に差し押えられたが無事戻された例である。「着類差押へ置難義之趣御頼申上候得共、今般持参之箆笥壺枝引取離縁相整候上八着類之義者勿論其外何品二而も残ル物無御座候」<sup>19)</sup>。

#### 2 慰謝料と子供をめぐる

離縁は和談のうえ、すなわち協議離婚が普通なので離縁状の文言に慰謝料にあたる記載はない。「此度破談相成候二付銀百匁嘉兵衛方へ請取親元へ引取候」<sup>20)</sup>。ここに見える破談という言葉に問題を解くかぎがある。すなわちこの場合はたまたま破談になったため慰謝料が支払われているのである。「御

吟味二相成候而八不止事を難渋之筋二茂罷成候間、双方申分者庄屋仲弥・長百性甚十郎江貰受同人挨拶之趣意トして、包銀五拾弍匁いとまとして又右衛門方江相渡、今般熟談内濟相整双方立会之上納得之濟方仕候」<sup>21)</sup>。この史料からもわかるように、慰謝料は夫側に不利な条件があつて妻を離縁した際、すなわち協議が破談に終わったような場合に支払われた。とくに後者のケースの場合、夫側に離縁にいたる経過を公にしたくない事情があり、妻の実家に包銀50匁が支払われている。その他、離縁に際し揉め事が起こつたが内濟となり、銀2貫5百匁を御向銀として支払つた例も見られる<sup>22)</sup>。慰謝料にあたる言葉として「手間料」「手間代」「いとま金」「いとま料」「御向銀」などが使われている。

婿養子の場合は慰謝料の支払いはどうなつていたのであろうか。原則は妻方から離縁の請求があつた場合で、夫側に非がない場合のみ請求できた<sup>23)</sup>。

相渡申一札之事

- 一、此度万右衛門殿婿二取候二付已後私義八ふらち成事致間敷候、若左様成事致候か又八私初両親立(達)を不縁之儀申候ハ、いとま金として金壹両相渡申候、然共其元をいとまケ間敷義被申候節八右之金子相渡不申候、為後日仍如件、

寛政十年九月

牛ヶ谷村主  
みさ  
同  
親忠右衛門  
証拠人

同村万右衛門との

次に子供を誰が引取り養育していくかの問題について見ていきたい。安永2年(1773)の史料に「妻離縁之節八女子八妻江指添離別仕候義世間一統之作法二御座候」<sup>24)</sup>とあるように、今立郡など一部には女子は妻が男子は夫が引き取る地域もあつた。しかし一般的には扶養能力の問題もあり、家の存続もからんで男性側が引取ることになっていた。とくに子供が男子の場合はそうであつたろう。先ほどの元文4年の妻側が女子を引取る事例でも「懇望之上」とあつたのは、原則は男性であることが前提とされていたからであらう。

覚

- 一、金貳両也

右者私姉不縁二付、出性(生)之女子壹人其元へ相渡可申処、此方江引請致世話候二付養育料として右之銀子貳二請取申処実正二御座候、(後略)

文化十四年

丑十月

大の五番町

白木屋与兵衛殿

山田屋甚 蔵殿

下荒井村  
次郎兵衛  
同断 世話人  
長左衛門

「出性之女子壹人其元へ相渡可申処」<sup>25)</sup>とあるように、ここでも男側が引取ることが前提とされている。この史料からもわかるように妻が引取る場合にはそれ相当の養育料、この場合は2両が支払われた。もう一つ事例を紹介する。これは安永9年(1780)の飛び出し離婚として既に取り上げたものである(前掲注3)。「我々取噺内濟仕候者、いち義八已後何方へ縁付候而も勝手次第此末毛頭構申義無

之候、依之持参之諸道具衣類共少も不残相戻し申候、此度出生之娘壹人有之是八いちへ乳呑料として現米壹俵相添右娘渡切候間、已来心任養育可被致候、成人之後何角与申間敷候。結局は内済となり嫁入り道具一式も返却され、娘も引取ることになり、その養育料として米1俵が乳呑料として渡されている。

次に紹介する史料も最終的には夫側が引取ることになるが、当分の間母親が育てるという事例である<sup>26)</sup>。

覚

一、銀六百匁也

右者正善寺殿方江遣置候姉双方勝手之儀二付御役中御取斗を以和談之上引請申候、依之先住為遺物右銀子被指遣忝受納仕候、尤此後双方不相替是迄之通御懇意被下度奉存候、右請取として如斯御座候已上、

下荒井村  
次郎兵衛

天保六年未十月朔

矢村

御役方中

正善寺旦那中

相渡置一札之事

一、拙僧妹美つ義此度引取可申之所未夕わらんへ之姿故無拋はなれ不申、一日成とも其御方二差置被下候共何時二而茂此方江御戻し被下候八、引取なりたけあわれ之養育可仕候間、御心まかせ被成下度候、尤引取候上八拙僧分限たけ成長之上八縁付可申候間御安心可被下候、若又其御元二指置被下候内病氣又八病死等御座候共此方方御苦勞御難渋申掛間敷候、為後正(証)一札御渡申置候処依如件、

天保六年未十月

矢村  
同村庄屋  
正善寺(印)  
惣右衛門(印)

下荒井村  
次郎兵衛殿

前半の史料からは次郎兵衛の姉が正善寺先住に嫁いだものの、住職が亡くなり後妻であったこともあり和談(協議)離婚となったこと。その際、養育料の意味もあり、遺産分けの意味もあり銀600匁が支払われたことがうかがえる。後半の史料は2人の間に出来た女の子の引取りに関する史料である。子供がまだ母親を必要とする幼子だったので、そのまま実家に連れ帰った。しかし男性側が引取る原則であることは「何時二而茂此方江御戻し被下」からうかがえ、腹違いの妹にあたるので現住職はいつでも引取るとしている。

先ほど紹介した安永2年の史料(前掲注24)を今一度見てみたい。そもそもの発端は夫の浮気が原因で妻が一方的に実家に連れ去られることから起こった。「依之無是悲(非)離縁二相極、悴<sup>レ</sup>之離別状并二諸道具女子式人差越受取被申候様二と申達候処、離別状諸道具請取被申候へ共女子式人八請取申間敷之旨我ケ俣被申聞候、御家人様方之御作法八不奉存候へ共、妻離縁之節八女子八妻江指添離別仕候

義世間一統之作法二御座候由承り及候。妻の実家は離縁状と道具は受け取ったが女子2人の子供の引取りは拒んだ。幼子がこの訴訟の過程で亡くなるアクシデントもあり、子供も幼いだけに、実家の思惑は別にして母親の心情が思いやられる。慰謝料こそ請求されていないが非は夫側にあり、最終的には夫側が養育することになったと思われる。

次は女性が引取った事例である<sup>27)</sup>。

- 一、和泉様御領栃川村次右衛門娘当申三十七才二相成申候ます義八年以前私妻二引取申候所不縁二付此度離縁仕候、尤女子三人内たよ年七才・そく年四才・りよ年式才指遣申候、尤双方和融之上少も故障申分無御座候間何卒只今私家人人別右四人御除被下置候様奉願上候何卒、

(文化九)申三月十三日認

中新庄村願人  
大工要助  
村役人

「和融之上」とあるものの、幼い3人の子供を抱え、実家に帰った後の生活はどうするつもりであろう。離婚にまで至ったかは不明だが、宝暦7年(1757)の既に紹介済みの史料(前掲注2)からは、その後置かれるであろう境遇が想像されるので引用してみる。

乍恐以口上書奉願候

- 一、私義後町竹林屋次郎兵衛方へ縁付罷有候処、近年身躰不勝手二罷成子共も忒人御座候得共渡世送り兼私子共養不申、去極月九日子共壺人ツ引分別身二暮申候、然共女之義二御座候へ八今日ヲ暮兼申候二付、私生所母方へ罷越只今迄身命ヲつなき罷有候、何れとも育仕候躰相見へ不申候故其時分暇状給候様二段々懇望申候得共我ケ俣申聞入不申候、私いとま状願申候八次郎兵衛心之程一ツとして私得心二落不申候、其上母も当八月二相果親跡も代々末二罷成目掛も薄ク罷成候故、とやかくと申候得八次郎兵衛方いとま状貰不申内八かくまい申事難成由申候故私身之置処も無御座候、右之訳被為聞召訳此未少も構不申候、暇出候様二御慈悲を以被仰付被下置候ハ生々難在忝可奉存候以上、

宝暦七五年十月

そよ

御町年寄衆中様

女手一つで子供を育てることがいかに困難であるかの実態がよくわかる。のちほど紹介する史料からもそのあたりの事情が伝わってくると思う。

### 3 特殊な事例

初めに夫が病死したため実家に帰る例を紹介する。「親子三人共一所二引取養育仕度奉存候、依之私家人人別二御書載被下置候様奉願上候、尤双方熟談之上少茂相滞候義無御座候」<sup>28)</sup>。享和3年(1803)の史料で、夫が病死し子供3人をかかえて渡世が困難なので、高持の実家の親(兄弟)が引取り面倒をみることになった。離縁状が出されたか出されていないかはわからない。「双方熟談之上」とあ



るので、何等かの形で両家の間で話し合いがなされたものと思われる。次の史料も事情は似通っている。多少違うのは後妻であったため、先妻の子も同時に実家に引取ってもらっている。「親元北中津山村清左衛門方へ親子共々引越子共成長仕迄親元方二而養育仕度奉存候、(中略)年毎二作徳米取請候様二相究申候而双方熟談之上私親子三人親元へ引越申度奉願候、且又子共十六七才二も相成候而御百姓も相勤申候様二も罷成候ハ>当村へ罷帰り」<sup>29)</sup>。

この事例が前記の事例と決定的に異なるのは夫が高15石を所有する百姓であった点である。彼女は子供が幼かったためいったんは実家に帰るが、子供の元服とともに婚家に戻ると述べている。若くして後家になった場合、女性が実家に戻るか婚家に留まるかは高の有無が大きく左右したと思われる。亡夫に高・財産が無い場合は亡夫の親類が許せば子供がいても実家に帰れた。財産がある場合で子供がいれば家相続が最優先され婚家に残った。子供がいなかった場合はまたいろんな対応があったと思われる。

続いて後家を通す事例を紹介する<sup>30)</sup>。

#### 相定申一札之事

一、此度我等病死いたし候上者第一後家之道堅相守可申候、然上八妹娘かのへ可然養子入相談之上当家可致相続候、依是若後家之道不立候者姉娘きみへ当家相続之段急度相定置申候、依而後家之道不相立候上者手ト身二而上野村親里へ相戻可申候、右之定書キ橋爪村一家権三郎殿へ預置候間左様に相(心)得可申候、右之趣書付置候二者及不申候得共為念之一札相定申処如件、

文化四年二月

不動堂村  
右衛門

この史料は夫の遺言状ととらえることもできる。夫としてもっとも望ましいのは末娘が成長するまで妻が後家を通し、その娘が養子を貰い家を継いでくれることである。しかし妻が家を出ることも想定して長女に養子を貰うことも選択肢に入れている。ただしその場合は身ひとつで実家に帰れといい、脅迫に近い。まさに個人よりは家、女性の人権よりは財産を含めた家の存続を第一義とする当時の社会通念がよくうかがえる。

最後に兄弟が離縁状を発行した例を紹介する<sup>31)</sup>。「此度貴殿方右之趣御上様江御願被申上候処、左候而者伊右衛門出奔二相成候二付兄弟一家相談之上おまさ儀者兄弟共として離縁仕候間、已来縁付等者不及申何様共任御心二御取斗可被成候、然上者右願書御願下可被下候、勿論忒人之子共も相渡候上者是以御勝手二御養(力)育御取斗可被成候」。生活苦から夫が出稼ぎに出たが、生活費も送らず4年も音信不通になっている。役所に訴えられては出奔になってしまうので、夫の兄弟が離縁状を出すという条件で願書の取下げを願っている。妻は実家が庄屋を勤めるような家柄であったせいもあり子供も引取っている。

## 4 再婚

女性は男性の老衰、男性は女性の出産にともなう病死により再婚する事例は非常に多い。しかしそれ以上に離縁にともなう再婚は多かった。離婚することにより後ろめたさがなく、世間もその結果としての再婚を当然視していた。江戸も中期の享保15年(1730)の史料中の「世上二再縁八多く御座

候」<sup>32)</sup>の文言がすべてを言い尽くしている。女は子供を産み育てること、家は相続させなければならぬとする社会通念が浸透しており、その結果再婚も奨励された。

夫が亡くなったあとにその弟と再婚することを直るといった。「私娘もとと申者、四年已前戌年竹林村次郎兵衛・布市村五郎兵衛右兩人媒人ヲ以、赤尾村与兵衛惣領悴江縁付為致候処、無間茂婿儀者病死仕候二付私方江罷歸り候所、先方右媒人江申談候者、もと賞請相続も為致可申処、兄儀者病死仕無是非相返候得共、弟嫁二相直し相続致度候」<sup>33)</sup>。史料としてはこの1点のみである。しかしこのケースはかなり多かったと思われる。この結末は残念ながらハッピーエンドにはならず、子供を2人までもうけながら、夫が新しい嫁を迎えたためもとは泣く泣く実家に帰っている。嫁いだ姉が亡くなり、その妹が改めて嫁がされた例もあったと思われるが史料はない。

次は身一つで再婚する事例で、幸い子供が生まれぬままに夫が病死し、寡婦暮らしをしていたが、良縁があり再婚した<sup>34)</sup>。

乍恐以書付奉願上候

一、私儀是迄孀暮罷成在候処渡世も難洪仕候、然ル所此度御領内下新庄村伊左衛門妻二罷越呉候様被相頼候二付、右之方へ引越申度奉存候、依之是迄罷在候居家相潰此末為居家望人も御座候ハ、売払ひ申度奉願上候、尤親類得心之上少も相滞義無御座候間何卒、

中新庄村  
水呑喜三右衛門後家

水呑なので相続する土地もなく、夫側の親類も寡婦の将来を考えると厄介払いができたのであろうか。

次は子連れ再婚の例である<sup>35)</sup>。見出しに不通再縁とあることからわかるように再婚先の家との問題より、とくに男子がいる場合に最初に嫁いだ先の財産・家相続の問題の処理が最重要課題となる。

不通再縁一札之事

中山村千右衛門後家おと并娘さん二男専次郎義此度手前懇望二付親子三人共不通之約束二而貰受申処実正二御座候、尤も子供兩人者実子同様二養育可仕候、然上者千右衛門殿跡相続之義者其御親類中御相談之上如何様成ル人江苗跡相続二被成候共、私共始め子供兩人成人之上二而も彼是御難題申掛間敷候、万一右之趣違変仕候得者私共へ如何様之御咎メ被成候共其節一言之申分無御座候、為後日之私親類村役人加判仕一札仍而如件、

中山村当人  
源右衛門  
同親類惣代  
真  
同千右衛門後家  
おと

この場合同じ村に再婚するという事情もあったかと思われるが、極端な言い方をすれば二度と敷居を跨がない、家を出た子供は相続権を放棄する旨の文言が明記される。

最後に重婚の問題を取りあげる。いざこざはきちんと証拠書類をお互い取り交わさなかったために起こった。先ほども紹介した享保15年の史料(前掲注32)は重婚をめぐる争論である。この事件は、本来ならどんな大きな争論でも大庄屋段階でとどまるはずが、勝山藩・鯖江藩・本保役所まで巻き込む

訴訟となった。多数の関連史料が残っているが、要約すると、妻側は手続きを踏んで離縁したと主張し、夫側は父親の看病のため実家に戻った嫁が、勝手に再婚したとし、証拠として嫁の道具もいまだ預かっていると主張。最後の決め手の文句として男性側から出されたのが次の文言である。「いとま取り不申女ヲ一家共加判之証文ニ而善左衛門ニとらせ候、(中略) 此上者離別之実否者暇状ニ而御座候」。どのような採決が下されたかは不明である。

次に示すのは文政9年(1826)の事件で、先夫喜蔵が先妻とその父及び新夫を訴えたものである。正式の離縁状を渡す前に口約束だけで先妻が再婚してしまったことに端を発する。「二右衛門離縁状取受不申内其上喜蔵と為申替候義者相立不申、縁組仕候義不埒之趣ニ候、此上八喜蔵へ相詫改而離縁状取受双方和睦之上何方へ成り共縁付ケ可申」<sup>36)</sup>。最終的には妻側が喜蔵に詫びを入れ、改めて離縁状を出してもらう形で決着が図られている。

### 3. 自己主張し行動する女性たち - 慰謝料をめぐる -

寛政2年(1790)の勝山袋田町の小兵衛・とわ夫婦の離婚にからみ、13年間の物心両面にわたる妻の役割をどう評価するかをめぐる裁判の経過を紹介する。とわの言い分は天明元年(1781)の大火で焼け出され、借金も20両ばかりあって夫は他国稼ぎに出た。自分は地元に残り小商いで家を守ってきた。商売が軌道にのり夫も呼寄せ、ここ10年で借金も返し家財も整えた。生活が安定したとたんに私が気に入らないと言って離縁され、仲人を介して暇料として銀100匁を渡された。とわの極めつけの言葉「少々之銀子ヲ以成とも取扱被頼、銀三百弍拾目ヲ以右兩人挨拶給候へ共中々三百目哉五百目ニ而者拾ケ年之骨折小兵衛約束通も有之事ニも候」。10年間の夫への奉仕をたかが300匁や500匁で評価されるのは心外である。これに対し小兵衛は次のように反論する。仲人をいれ暇料100匁も渡し妻は納得のうえ離縁したはず、それにもかかわらずいつまでも私の家に来て難題を申しかけるのは理不尽である。2人の言い分に対して役所は次のように言い渡した<sup>37)</sup>。

「挽臼屋小兵衛江被仰渡候八(中略)十三年来つれそひ来り候へ八今更離縁いたし候とて往キ方も無之者ニ候得八、是迄友かせき同様之奉公人と存知、壹年四拾匁宛之給銀といたし其内拾五匁右とわ諸雑用ニ引、残而廿五匁ト拾二年分都合三百匁ニ相成り候間、其内百匁先達而渡し置候分引残り銀二百匁とわへ相渡可申旨被仰渡候」。共稼ぎという言葉、当時の女性の年間平均賃金が40匁であったこと、必要経費を3割7分5厘と見積もったこと、暇料は必要経費を差し引きそれに結婚期間を乗じて算定したこと、味な裁定をしている。

「とわへ被仰渡候八此度銀二百匁小兵衛ヲ受取已後出合等不致様ニと御裁許相済難有御請申上候、右とわ当所住居之義岩ケ野屋清兵衛妹分ニ候へ八勝手次第可致と被仰渡申渡ス」。とわに対しては、今後小兵衛家への立入禁止と新住居への移転を求めている。

### 勘当も辞さず

大野町の有力者尾崎氏が仲人にたつて甚右衛門の娘さよを善四郎の妻に貰いたいと言ってきた。甚右衛門から娘を説得するからとの口約束を貰い尾崎氏は帰った。ところが後日、善四郎の許婚と称する女性が甚右衛門宅を訪れ、2人は既に結婚を約束しているのでこの件にかかわるなど脅迫の棄て台

詞を残して帰った。驚いた甚右衛門は尾崎氏に破談を申し入れた。しかし尾崎氏は、善四郎の親とは既に話がついているので、今更破談にはできない、破談にしたいなら娘は髪をそり尼になるか、勘当するかだと迫った。甚右衛門は娘を何とか説得しようと試みるが、それに対する娘の答え「親達之被申付候儀相背候儀八不孝二候へ共此上者我身事八縦勘当を請候而他出可仕方外八無之候与申一向二縁付候儀承知不仕候」<sup>38)</sup>と、娘も後へ引かない。勘当されてもよい家を出ていくとまで言い出す。結末は不明である。

### 愛を貫く

「私義五年已前貴殿息女御へ対シ不調法仕置候処、其節大野(在)へ縁談御定メ被成追付被御差遣候定日相極り候段、私義一向申訳無之候二付右娘御ト私諸共ニ暫時身を隠候処、貴殿甚夕御立腹被成候て御上様江やのとの勘当之御願有之候段、(中略)猶又やのとの勘氣之義八右御挨拶人ト貴殿御一家中御呼集メ被成御相談之上勘当御届願下ケ被下難有奉存候、然ル上八右やのとの私妻(愛)ニ被下候ハ互ニ随分睦敷致合為申候」<sup>39)</sup>。

5年以前から治郎左衛門とやのは親に内緒で愛し合っていた。その後、2人の関係がやのの親の知るところとなり、嫁にやらされそうになり、2人は駆け落ちし身をくらました。娘の親は怒りのあまり一旦は娘を勘当したものの、しかるべき人が仲に入りとりあえず勘当だけは解いた。治郎左衛門はこの際とばかり、2人の結婚を認めてくれ認めてもらえるなら必ずやのを幸せにすると宣言している。女性自身は表面に出てきてはいないが5年もの間、親・世間の圧力に耐え抜いた2人に愛の強さを感じる。

### 夫を見捨てる

史料をそのまま紹介する<sup>40)</sup>。

乍恐書付を以奉願上候

一、私女房しめと申者元来無類之非道邪心成者ニ御座候得共何事も宿世之業縁と相弁へ是迄離別も不仕堪忍致来候処、私年齢当八拾三才ニ罷成最早渡世も難相成仕合ニ御座候、然ル処右女房益邪心増長仕当春八不途私ヲ相見捨発坂村伝兵衛ト申者方へ引越、金子諸道具味噌塩等ニ至迄右伝兵衛方へ取はづし候而出去り候得共、老衰之私相手ニも難成致方無御座候ニ付、甥共を相頼漸其日を罷暮候処、又候近頃発坂村ト右女房歸り私ヲ無慙ニ責立、別而当七月八日朝杯八私ヲ足下ニ懸ケ強勢之為躰故是ニ相恐レ其已来八甥由太夫方へ引退キ罷居、(後略)

文政十一子七月

保田村

願主 松右衛門  
 同人甥 由太夫  
 長百性 忠右衛門  
 同 平兵衛  
 庄屋 八右衛門

83歳の夫の悲痛な訴えである。足蹴にして飛び出して行った妻は多分後妻であろう。この史料から介護の問題が透けて見えてくる。

### 財産は共有

これも全文を紹介する<sup>41)</sup>。

#### 相渡申一札之事

- 一、此度我等婦夫中不和順二相成既二及離縁可申処、隣家平次郎殿挨拶を以双方へ篤与利解可申聞左之通規定御立被下
- 一、当家所帯取立之儀者婦夫両人数年働を以根本取繕之所帯向二候得者、以来婦夫中不和順二相成、何れ理非有之候と茂、夫二者不抱家諸道具不残右之品々売払、価金三分壱妻美と二遣シ可申定候
- 一、美と着類并二道具之分者無分申美と遣し可申事

右之通規定相立双方へ申聞候処、至極納得仕難有仕合二奉存候、然上者以来双方睦敷相暮重而御苦勞筋相掛ケ申間敷候、此上二茂双方二而茂心得違出来仕彼是申分相成候節八右規定通り速二相渡可申候、為後念挨拶人加判之一札相渡申処仍而如件、

嘉永貳年

酉二月日

妻美と

本人 善兵衛  
挨拶人 平次郎

例によって夫婦仲が悪くなり、隣人が仲に入りよりは戻した。ただしその際、今後離縁になった場合を想定して取決めがなされた。妻が所帯の3分の1を貰うとの取決めである。3分の1という数字もさることながら、以下の言葉「所帯取立之儀者婦夫両人数年働を以根本取繕之所帯向二候得者」に注目したい。共稼ぎで財産を作り上げた以上、財産は夫だけのものではないとの意識が当時の女性にあり、世間もそれを認めていた。近世という時代を考え直したい意識にかられる。

### 自分の人生

以下の史料はあくまで人生を自分のものとして生きようとする女性の自己主張を示すものである<sup>42)</sup>。

#### 相定申書付之事

- 一、此度び御自分後妻二御召遣ひ被下候二付、私実母義者保田村善右衛門方いん(居)致させ、宗旨等も右善右衛門人別二書加へ可申候、尤壱ケ年二扶持米三俵ツゝ御付可被下定、其余之御難題申上間敷事
- 一、娘壱人御座候得共彼者細呂木村親元へ相渡私義者不通一切行末仕間敷候  
右定之上相違候ハゝ何時御離縁被成候共少も御恨無御座候、為後日証人加印之一札如件、

巳九月日

よの(拇印)  
証人保田 善右衛門(印)

同 断  
仁兵衛(印)  
同 断  
源右衛門(印)  
同 断  
與三兵衛(印)

### 吉右衛門殿

よのは離縁後、実家に帰り娘と母親と3人で暮らしていた。後妻に貰われるに際して、身一つでと頼まれたのであろう。母の生活費を相手から出して貰う約束で、母は母の実家に引取ってもらい、娘は先夫に引取ってもらった。実の親、実の娘と別れてまでも新夫の元に走る。自分の人生誰にも束縛されたくないとする強烈な自己主張が見られる。勿論、相手の男性が経済力があればこそであり、女性も穿った見方をすれば打算的といえなくもない。

### 非情な母

次の史料は最近しばしば話題になる幼児虐待を連想させるものである<sup>43)</sup>。

「私義ケ様之事何程申立候共全不可承引、其分合如何存候得ば、おや彘懐胎之時私伊八殿へ参り相願候八、御存之通り私義も未親兄懸り御座候得ば忒ならん身二候間、何卒二三年見合被下候得ば其内我等も別家をいたし、其時ひろびやか二親子共二引取目出度家内六ツ間敷相続いたし候程、何分しバラく御見合可被下候といひ、相願候得共一向聞分無御座候、伊八殿親子被申ける八、何じや舌永ク事をいふな、手前娘も人なみのも之なれば左様之事八相成不申、娘八身をわけ候八、子八其方江相渡候ほどに、早束ち口を尋をけ、七日立とすぐ二相渡シ候ほど二、扨又娘ケ事者御家中うば奉公ニやると、又八嫁入さしやうと、子さい渡せば元之白地、左様二心意めされと、娘も其心でをれ、及異議八是かけり生産一ツも身ゲやかたで八不為致、左様二心意ていよと申ければ、娘のことばにいわく、我も人なみ二生附候得者子さい渡せば元之白地、いづくい成共嫁入する、安産すると子者そちらい渡す、さすると子者ほしころし二成共かまい者せんといふ。」

結婚前に子供が出来てしまった若い二人、男はまだ親のすねかじっている身。女の父は責任を取れとばかりに早期の結婚を迫る。男はせめて独立できるまで待ってくれと哀願する。父は待てないといひ娘の体を「子さい渡せば元之白地」とうそぶく。女は次のように考えた。未婚で産んだ子は所詮は不義の子、思っていた以上に相手の男も頼りない、また、父の怒りも半端ではない。女性に同情する余地は大いにある。それを差し引いても「子者ほしころし二成共かまい者せん」と言う言葉には戦慄を感じる。

### 命かけても

延宝8年(1680)に起こった不義密通事件の内済史料である<sup>44)</sup>。「(今)度甚五郎女房十兵衛ぬすみ申付而御公儀様江被仰上急度曲事二可被成所、佐野村惣百性中侘言仕十兵衛くびの代り出シ女者頭ヲそり侘言申所実正也」。江戸も後半になると不義密通も死罪にはならなくなるが、延宝8年という年を見ると命がけの恋愛であったはずである。幸い男は首を差し出す代わりに、他の事例から推してお金を、女性は命に等しい髪を下ろすことで何とか決着が図られた。

### 夫・子供を捨てても

次も同様同じ村内で元文2年(1737)に起こった未婚の男と子持ちの人妻との不倫が原因の不義密通事件の処理に絡む史料である。その精算に至るまでの過程がよくわかり興味深い<sup>45)</sup>。「(前略) 村人衆中詫取扱二而其御方御堪忍被成被下忝仕合二存候、仍右およ儀迎悪名之上二候間私方へ御渡被成向後私妻二相定申候、如此之品二而副申女之事二候へ八自今已後およ身ノ上之儀其方八勿論親兄弟へも役(厄)介少も懸ケ申間敷候、且又御子息伝次殿儀者只今其御方へ御引取およと親子之契為御切候上者御成人之後も親子之好身と申懸ル間敷候、(後略)」。身を分けた可愛い子供を捨ててまでも不倫の男と一緒になろうとする女、たとえ人妻であろうと愛する心は偽れないと決断し行動する男、二人にとって世間の目などこわくない。最後は愛が勝つ。

### 後妻の座獲得

この史料は当時の女性問題が集約されていると思われるので全文を紹介する<sup>46)</sup>。

#### 指上申一札之事

一、大谷村惣兵衛妻梅義同村長兵衛娘五年以前午年娶り女子壱人有之候、其頃方同村嘉右衛門娘いそト申者妾二致シ男子壱人出生仕候所、其節彼是申分二相成り村切二而難相済既二大庄屋中へ四年以前未年加右衛門願達仕候二付、御穿鑿被成下候所惣兵衛不埒之趣二付、出産之入用銀并惣兵衛悴五歳二相成り候迄加右衛門方江惣兵衛方式俵ツ身次米可致定二御座候得共、惣兵衛尔今相滞り置候、重々不埒之至り然所惣兵衛本妻梅義去西暮病死仕候、依之右いそ義惣兵衛後妻二仕度及内談二候得共先年之訳合有之候二付、長兵衛承知不仕当春村役人長兵衛方へ夫々挨拶二およひ候処、長兵衛申候八惣兵衛方二而出生之孫去暮私方へ引取養育仕置候得とも是以未々難済、惣兵衛方へ早速相返シ度御座候、いそ後妻二相成り候時八継母之義二付不安心二御座候条、いそ并惣兵衛・加右衛門被召出御貪着被成下候様村役人を以願達仕候二付、今日私共被召呼御穿鑿被成下候所、いそ初メ惣兵衛・加右衛門申達シ候者、長兵衛孫実子同様太切二養育可仕旨請合之申候、今度双方和順之上いそ義惣兵衛後妻相究申候、万一長兵衛孫へ対シ寵略之働仕候趣外方相顕申候ハ何様二も可被仰付其時一言之子細申上間敷候、為後日可判形証文指上申所仍而如件、

文政九戌年二月廿五日

一、存生之内長持壱ツ其外衣類有之、当時長兵衛方二預り置候得共孫せん十三才二相成候ハ不残惣兵衛方へ相渡可申事、

大谷村  
同村嘉右衛門娘  
同村  
同村  
惣兵衛(印)  
いそ(印)  
長兵衛(印)  
加右衛門(印)

右前文之通り私共同席二罷有承知仕候、為後証奥判仕候如件、

同村長百生  
又左衛門(印)  
庄屋  
磯右衛門(印)

惣兵衛は5年前に長兵衛の娘の梅を娶り2人の間に女子が1人生まれた。ほぼ同じ頃、嘉(加)右衛門の娘いそを妾にし男子1人が出来た。妾の子の養育費(忒俵ツゝ身次米)をめくり嘉右衛門と争論となり支払いがなされないまま、そのうち本妻の梅が亡くなってしまふ。これを幸いと嘉右衛門親子は後妻の座をねらう。一方、梅の父長兵衛は一旦は残された孫娘の将来を考え引取った。しかし長兵衛にしてみると過去の経緯もあり、そうやすやすといそが後妻に納まることには我慢ができない。かといって、孫をいつかは父惣兵衛に返す必要もある。しかし、いそがもし後妻に入るようなことがあると継子いじめに合うと思うと返せない。堂々巡りの末、両者の利害調整が行われ、いそは娘を大事に育てるという条件で晴れて後妻の座に納まった。併せて嫁入り道具は一旦は返却すること、但し娘が13歳になったら親の形見として渡されることも取り決めている。

#### 4. おわりに

現代の我々が思いえがく以上に自己主張し、自立した女性が多かったことを数々の史料を引用して紹介してきた。また今回は紹介できなかったが、集団で物見遊山や湯治、寺社参拝へと出かける、経済的にも時間的にも恵まれた女性もかなり見られる。しかし一方には、『若州良民伝』『越前国孝行奇特人行状記』に記されているように、義理の父母の介護や農作業に身を粉にして働く女性も存在した。その美化された内容に支配者の意図が見え見えのところもあるが、こうした史料を引用するまでもなく、女性の多くは夜なべ仕事に、家事に、育児に、更に介護にと休む暇なく立ち働いていた。

この両極端とも見える事実をどうとらえたいのだろうか。確かに一見すると相矛盾するかのように見える。しかし視点を変えて女性の立場から言わせると、「私がいなかったら家庭はめちゃくちゃよ、あなたの稼ぎだけでやっていけると思っているの、骨休めに旅行に行ってどこが悪いのよ」ということになる。自分の言いたいことを言ってどこが悪い、やりたいことをやってどこが悪いということにもなる。最後に、庶民の女性に関しては性による逃れられない制約を度外視すれば、男性に伍していやそれ以上にたくましく一生を過ごした、これを結論としたい。

〔付記〕本稿は第6回福井県史研究会大会(2003年2月1日、福井県文書館共催)の発表をもとに執筆したものである。



## 注

- 1) 花倉家文書、『福井県史』資料編7。
- 2) 笠松捷太郎家文書。
- 3) 比良野八郎右衛門家文書。
- 4) 京藤長右衛門家文書。
- 5) 松村喜太夫家文書。
- 6) 中村敬家文書(勝山市史編纂室保管)。
- 7) 笠松捷太郎家文書。
- 8) 中村長右衛門家文書。
- 9) 福岡平左衛門家文書。
- 10) 林良彦家文書 相極申一札之事 「…夫彦三郎殿へ訖地之分高四拾石山林諸道具三分一古証文二有之候通無相違譲り相渡可申候」。
- 11) 松島利雄家文書、『福井市史』資料編9。
- 12) 玉木右衛門家文書、『勝山市史』資料篇2。
- 13) 石川権左衛門家文書。
- 14) 畠山重左衛門家文書。
- 15) 勝山市教育委員会保管文書。
- 16) 京藤長右衛門家文書。
- 17) 宮川家文書。
- 18) 岡文雄家文書。
- 19) 同上。
- 20) 勝山市教育委員会保管文書。
- 21) 安達仲弥家文書。
- 22) 岡文雄家文書に 離縁に際し二貫五百匁を「御向銀」として受け取るとある。
- 23) 玉木右衛門家文書。
- 24) 福岡平左衛門家文書。
- 25) 鳥山次郎兵衛家文書。
- 26) 同上。
- 27) 福岡平左衛門家文書。
- 28) 同上。
- 29) 同上。
- 30) 砂田弘太家文書。
- 31) 久保長右衛門家文書。
- 32) 勝山市教育委員会保管文書。
- 33) 藤井寛治家文書、『勝山市史』資料篇2。
- 34) 福岡平左衛門家文書。
- 35) 宮川源右衛門家文書。
- 36) 宮川家文書。
- 37) 松島一男家文書。
- 38) 乾甚右衛門家文書。
- 39) 経岩次郎兵衛家文書。
- 40) 吾田與三兵衛家文書。
- 41) 前掲注6中村敬家文書。
- 42) 吾田與三兵衛家文書。
- 43) 赤井富士雄家文書。
- 44) 野崎宇左工門家文書、『福井県史』資料編8。
- 45) 土屋豊孝家文書。
- 46) 松島一男家文書。

勝山市史編纂室保管を除き、文書館所蔵の史料を使用した。

### 参考文献

1. 近世女性史研究会編『論集 近世女性史』吉川弘文館
2. 近世女性史研究会編『江戸時代の女性たち』吉川弘文館
3. 女性史総合研究会編『日本女性史3 近世』東京大学出版会
4. 女性史総合研究会編『日本女性生活史3 近世』東京大学出版会
5. 関民子『江戸後期の女性たち』亜紀書房
6. 高木侃『三くだり半と縁切寺』講談社現代新書
7. 歴史科学協議会編『女性史研究入門』三省堂